

城南家保ニュース Vol.22-10

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



引き続き、高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫 に警戒が必要です！！

高病原性鳥インフルエンザについて

島根県における高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)については、12月27日午前0時に移動制限が解除されました。

一方、日本各地で高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が確認されていますので、今後も消毒や飼養衛生管理の徹底が必要です。

国内での鳥インフルエンザ発生を受けて

管内の家きん 100羽以上飼養農場へ緊急立入調査を実施しました。その際、防鳥ネットの破損・不備があれば改善するよう指導しています。その他、情報提供や異常家きんの早期発見・早期通報、消毒の徹底などを周知・啓発しています。

高病原性鳥インフルエンザを防ぐには

1. 野生動物・野鳥の侵入を防ぐ:防鳥ネットを張る
2. 消毒の徹底:鶏舎周辺に消石灰を撒く
3. 人・車輛の出入りを制限する



家きん以外の鳥類における高病原性鳥インフルエンザの確認状況(H5N1 亜型)

1. 10月26日:北海道稚内(野生カモの糞)
2. 12月16日:富山県高岡市(コブハクチョウ)
3. 12月18日:鳥取県米子市(コハクチョウ)
4. 12月21日:鹿児島県出水市(ナベヅル、マナヅル)

※家きん以外の鳥類で強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合、発生が確認された地点を中心とした半径 10kmの区域を監視区域として設定します。今回は、管内で水俣市の一部が監視区域となったため、すぐに立入検査を行い、異常のないことを確認しました。なお、現在も毎日電話による確認を行っています。

韓国における高病原性鳥インフルエンザについて

12月31日、韓国において、忠清南道(肉用アヒル)と全羅北道(鶏)で H5N1 高病原性鳥イン

フルエンザが発生しました。平成20年の春以降約2年8ヶ月ぶりに家きん飼養施設で強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザが発生しました。その他、5月、10月、11月、12月と野鳥では強毒タイプ、また、家きん及び野鳥において弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。



鳥インフルエンザに関する連絡先

家きん:城南家畜保健衛生所
0966-22-3814

愛玩鳥: 水俣保健所
0966-63-4104
人吉保健所
0966-22-3107

野鳥: 林務課(芦北地域振興局)
0966-82-2524
森林保全課(球磨地域振興局)
0966-24-4190

韓国における口蹄疫について

韓国では、11月に再発以来引き続き口蹄疫が確認されています。1月7日現在、99件(豚28件、牛71件)が確認されており、約3,100農家の107万5千頭の殺処分予定です。台湾においても、豚で口蹄疫の発生が12月24日に確認されております。

このように、近隣アジア諸国を含め海外では引き続き口蹄疫の発生がみられるため、日本において再び口蹄疫が発生する可能性があります。今後とも、消毒等の防疫対策の徹底に努めましょう！

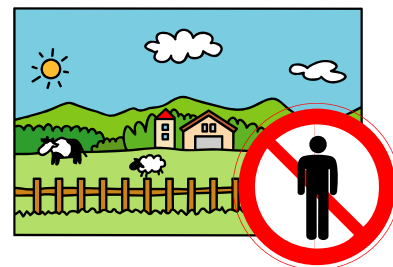
畜産関係者の方で外国に行かれる場合

近隣アジア諸国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラなどの悪性伝染病の発生国であり、日本はこれらの国々からの動物及びそれらに由来する肉の輸入を、原則、禁止しています。

- ・ おみやげや個人消費用であっても、あるいは少量であっても、検査証明書がないものは日本へ持ち込むことは出来ません。

畜産関係者の方々が、これらの国々を訪問した際には、

- ・ 外国の家畜飼養施設等への立入は極力避けるようにしてください。また、やむを得ず農場などの畜産関連施設へ立入、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがあるため、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。
- ・ 日本到着時には、靴底消毒に御協力をお願いします。



※熊本空港では、靴底消毒の徹底、手荷物検査の強化、ポスター等による上記内容の周知・啓発に努めています。

家畜の異常等がみられましたら、家畜保健衛生所までご連絡下さい！